部分に限る。）、第三号の三（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する第十六条の三第一項に係る部分に限る。）、第四号の二、第五号（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する第二十条第四項に係る部分に限る。）、第五号の二、第五号の三若しくは第九号の八、第四十九条第七号、第五十条第一項第一号（第八条第一項に係る部分に限る。）若しくは第二号又は第五十条の二第六号（第四十一条の五十五第一項に係る部分に限る。）に規定する罪

三十九　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第五十九条第一号（第四条第一項に係る部分に限る。）から第三号まで又は第六十一条第一号若しくは第二号（第十一条第一項に係る部分に限る。）に規定する罪

四十　港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第四十八条第一号又は第五十一条第二号（第十八条第二項において準用する第十二条第二項に規定する申請書及び第十八条第二項において準用する第十二条第三項に規定する書類に係る部分を除く。）若しくは第三号（第十九条第一項に係る部分に限る。）に規定する罪

四十一　国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号。以下この号及び第四十七号において「麻薬特例法」という。）第三章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

イ　麻薬特例法第五条に規定する罪のうち、次に掲げる行為に係る罪

(1)　大麻取締法第二十四条又は第二十四条の二に規定する罪に当たる行為をすること。

(2)　覚せい剤取締法第四十一条又は第四十一条の二に規定する罪に当たる行為をすること。

(3)　麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十四条の二若しくは第六十五条又は第六十六条（小分け、譲渡し及び譲受けに係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為をすること。

ロ　麻薬特例法第六条又は第七条に規定する罪

ハ　麻薬特例法第八条第一項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に係る罪

(1)　イ又はホに掲げる罪

(2)　大麻取締法第二十四条に規定する罪

(3)　覚せい剤取締法第四十一条に規定する罪

(4)　麻薬及び向精神薬取締法第六十四条又は第六十五条に規定する罪

ニ　麻薬特例法第八条第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に係る罪

(1)　イ又はホに掲げる罪

(2)　大麻取締法第二十四条の二に規定する罪

(3)　覚せい剤取締法第四十一条の二に規定する罪

(4)　麻薬及び向精神薬取締法第六十四条の二又は第六十六条に規定する罪

ホ　麻薬特例法第九条に規定する罪のうち、次に掲げる罪に係る罪

(1)　イ又はロに掲げる罪

(2)　大麻取締法第二十四条、第二十四条の二、第二十四条の四、第二十四条の六又は第二十四条の七に規定する罪

(3)　覚せい剤取締法第四十一条、第四十一条の二、第四十一条の六、第四十一条の九又は第四十一条の十一に規定する罪